

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

平成30年 9 月 28 日

金 曜 日

号 外

目 次

規 則

○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が
処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理
する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年 9 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第49号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市
町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理
する事務の範囲を定める規則（平成12年富山県規則第35号）の一部を次のように改
正する。

第 2 条の表の14の項の右欄の第 6 号中「第43条第 1 項ただし書」を「第43条第 2
項第 1 号」に、「許可」を「認定」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(6)の 2 法第43条第 2 項第 2 号の規定による許可の申請の受理、調査及び県への
送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務

第 2 条の表の14の項の右欄の第31号中「第85条第 5 項」の次に「又は第 6 項」を
加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(市町村支援課)